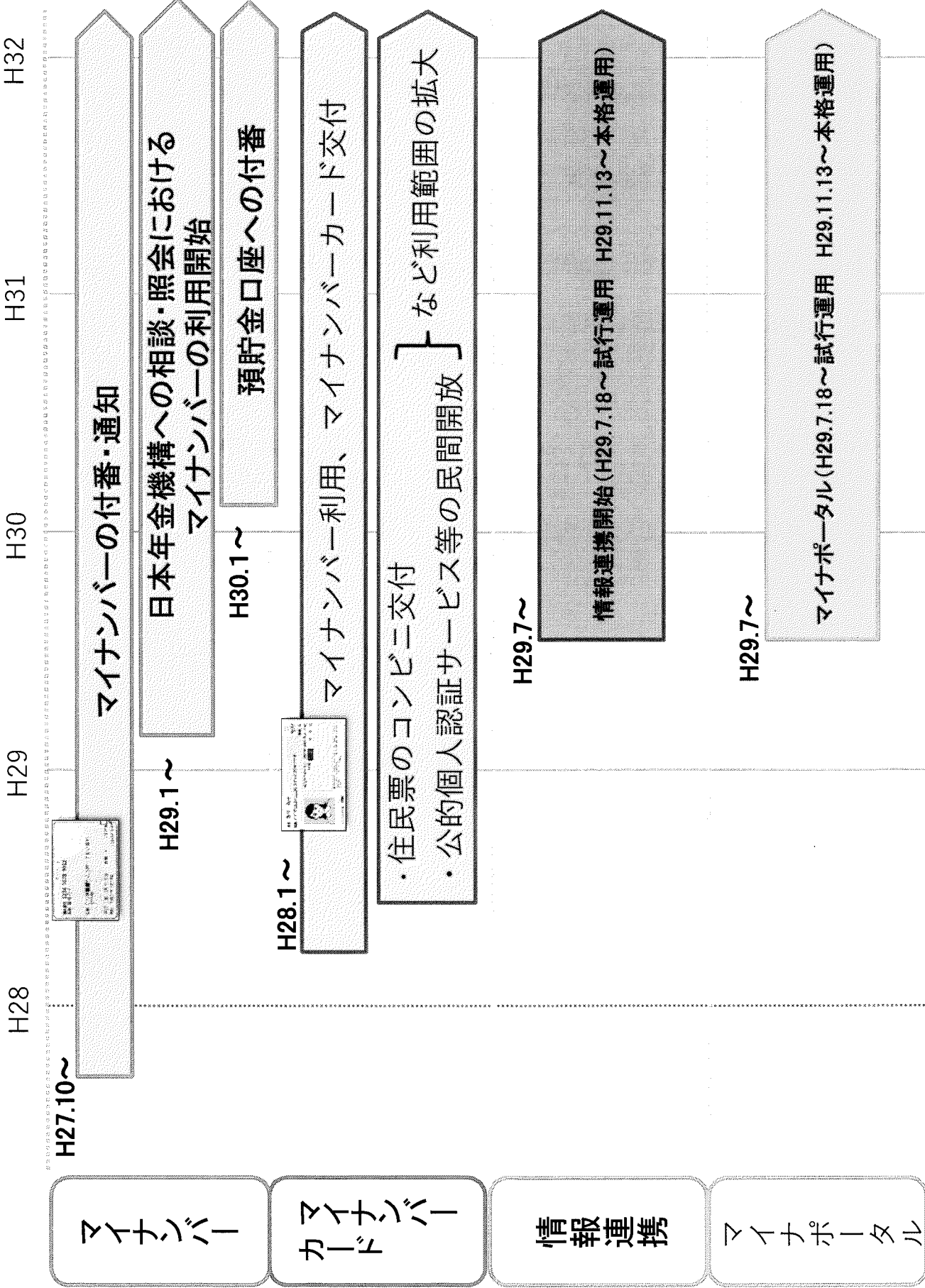


# 2.6 マイナンバー制度のロードマップ



# マイナンバー制度における「情報連携」

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報へのやり取りを行う。
- 平成29年7月から試行運用を実施、11月13日から本格運用開始(本格運用可能な事務手続数 853手続)

## 地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受けられる際、所要条件の審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

## 住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受けられる際、世帯が同一であるかの審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

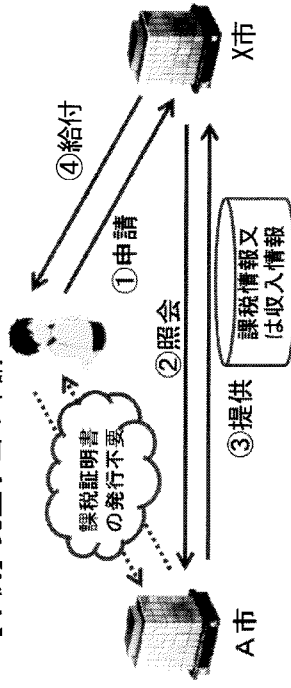
## 他の社会保障給付に関する情報

- ⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
- ⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に!

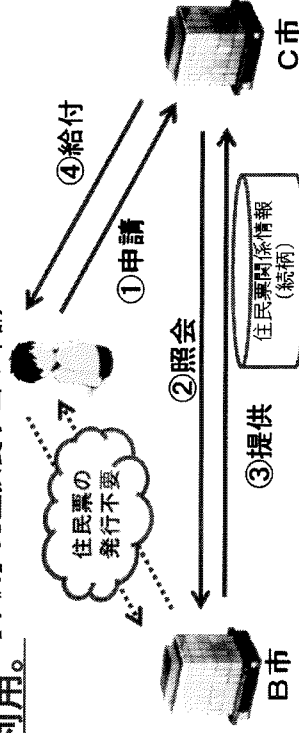
※日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

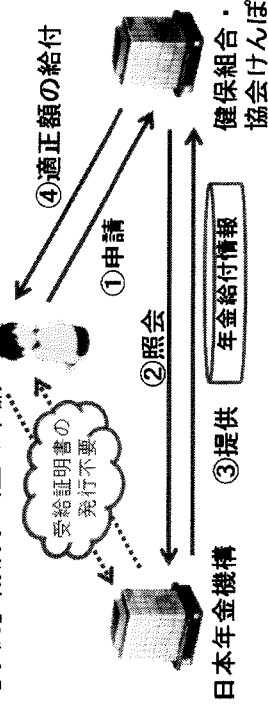
【事例】児童手当の申請



【事例】児童扶養手当の申請



【事例】傷病手当金の申請



# マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

〔平成29年11月13日時点〕

| 申請項目                                   | 申請先              | 省略可能な書類の例  | 申請項目                                   | 申請先      | 省略可能な書類の例  |
|--|------------------|------------|--|----------|------------|
| 保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)     | 市町村              | 生活保護受給証明書  | 特別児童扶養手当の支給の申請<br>(特別児童扶養手当等の支給に関する法律) | 都道府県・市町村 | 住民票        |
|  |                  | 児童扶養手当証書   |  |          | 課税証明書      |
|  |                  | 特別児童扶養手当証書 |  |          | 住民票        |
|  |                  | 課税証明書※1    |  |          | 課税証明書      |
| 児童手当の申請<br>(児童手当法)                     | 市町村              | 課税証明書      | 障害児通所支援・入所支援の申請<br>(児童福祉法)             | 都道府県・市町村 | 生活保護受給証明書  |
| 奨学金の申請<br>(独立行政法人日本学生支援機構法)            | 日本学生支援機構         | 生活保護受給証明書  | 障害福祉サービスの申請<br>(障害者総合支援法)              | 市町村      | 住民票        |
| 介護休業給付金の支給の申請<br>(雇用保険法)               | ハローワーク           | 雇用保険受給資格者証 | 障害者・児に対する医療費助成の申請<br>(障害者総合支援法)        | 市町村      | 課税証明書      |
| 児童扶養手当の申請<br>(児童扶養手当法)                 | 市町村              | 住民票        | 被保険者証交付の申請<br>(介護保険法)                  | 市町村      | 課税証明書      |
|  |                  | 課税証明書      |  |          | 特別児童扶養手当証書 |
|  |                  | 特別児童扶養手当証書 |  |          | 課税証明書      |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請<br>(母子及び父子並びに寡婦福祉法) | 都道府県・市町村         | 生活保護受給証明書  | 保険料の減免申請<br>(介護保険法)                    | 市町村      | 健康保険証※2    |
|  |                  | 児童扶養手当証書   |  |          | 住民票        |
|  |                  | 課税証明書      |  |          | 課税証明書      |
|  |                  | 特別児童扶養手当証書 |  |          | 生活保護受給証明書  |
| 生活保護の申請<br>(生活保護法)                     | 保護の実施機関(都道府県・市等) | 雇用保険受給資格者証 | 公営住宅の入居の申請<br>(公営住宅法)                  | 都道府県・市町村 | 住民票        |
|  |                  | 児童扶養手当証書   |  |          | 課税証明書      |
|  |                  | 特別児童扶養手当証書 |  |          | 生活保護受給証明書  |

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 国共済、地共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続きについては、引き続き健康保険証が必要になります。

(注) 個別の事務手続きの際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

## 報告事項 マイナンバーカード・通知カードの交付状況について

### 1 マイナンバーカードの交付状況について（平成30年7月31日現在）

- ・個人番号カード申請件数 17,491件（申請率 11.85%）
  - ・J-LISからの受領枚数 15,775枚
  - ・交付通知書発送通数 15,387通
  - ・個人番号カード交付枚数 13,609枚（交付率 9.22%）
- ※人口（平成29年1月1日現在 147,627人）

平成30年5月10日から、市民課窓口で無料の写真撮影とオンライン申請の補助を実施しており、7月31日までに264人が申請した。

交付率について、全国平均の11.62%や県平均の10.93%と比較すると低い水準にあり、今後も個人番号カードの普及促進を図っていく必要がある。

### 2 通知カードの交付状況について（平成30年7月31日現在）

- ・当初送付件数 61,041件（平成27年10月2日時点）
- ・郵便局からの返戻
  - 内訳 宛所なし 2,377通
  - 保管期間経過 2,999通
  - 受取拒否 95通
  - その他 12通
- ・返戻分の処理済件数 5,230通
  - 内訳 窓口交付 3,590通
  - 再送付 932通
  - 廃棄 708通

前回報告（平成29年12月31日現在）以降、普通郵便で通知カードの受け取りを促す文書を送付し、112通交付。通知送達後、連絡の無い方など286通については廃棄処分とする。

現在、通知が返戻された方128通について関係各課へ照会中。連絡先が判明したものについてはその都度連絡し、受け取ってもらうようにする。

## 報告事項 証明書等コンビニ交付サービスの実施について

証明書交付開始：平成30年7月1日（日）

利用可能日時：午前6時30分～午後11時

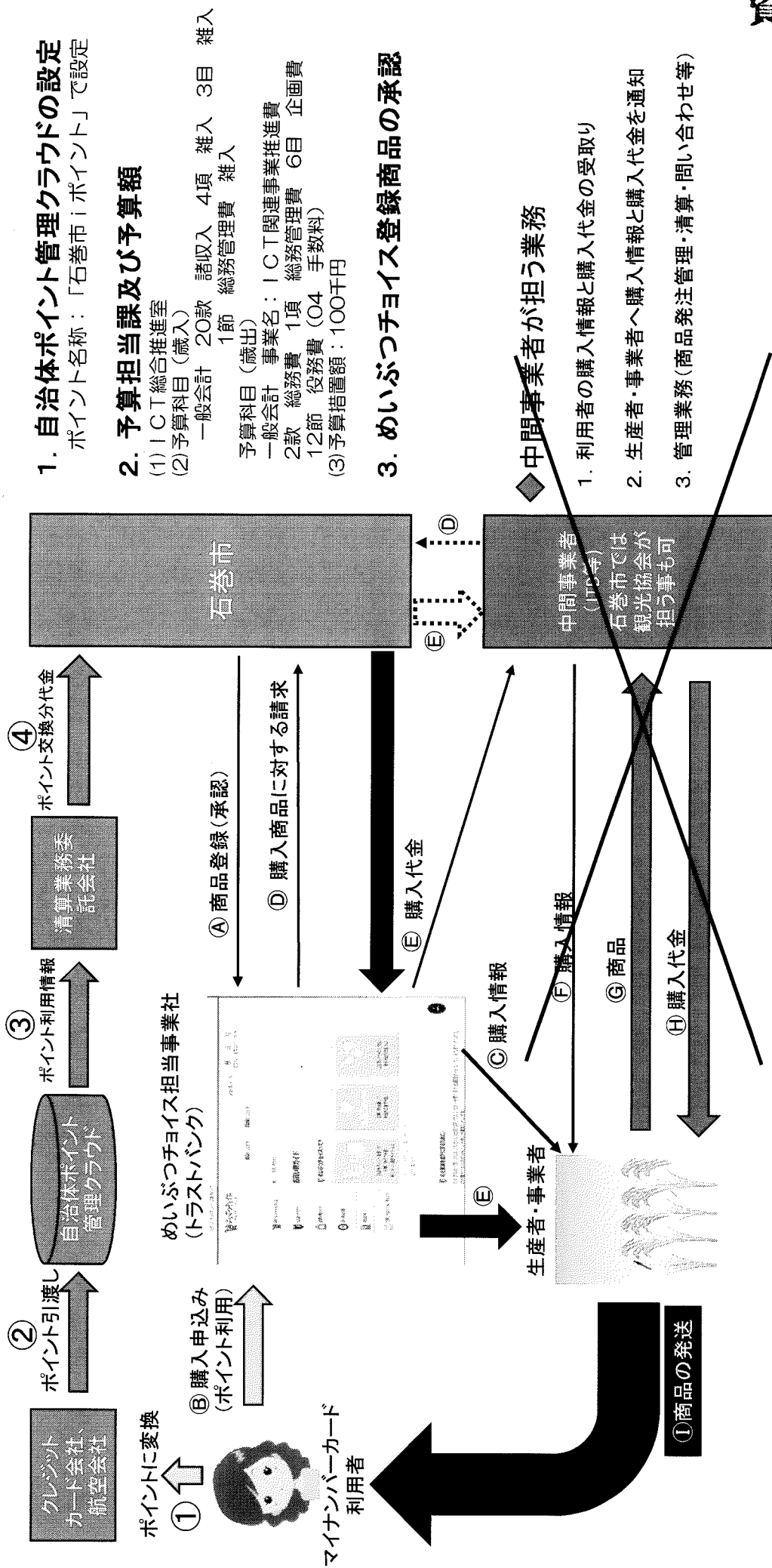
年未年始（12月29日～1月3日）およびメンテナンス日（不定期）  
を除く

利用可能店舗：全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ  
及びイオンなど（約54,000店舗）

取扱証明書の種類と7月分の証明書交付通数（動作確認用を除く）

| 種 類           | 件 数  | 通 数  |
|---------------|------|------|
| 住民票の写し        | 64件  | 70通  |
| 印鑑登録証明書       | 49件  | 72通  |
| 戸籍全部（個人）事項証明書 | 10件  | 15通  |
| 戸籍の附票の写し      | 6件   | 7通   |
| 課税・非課税証明書     | 27件  | 27通  |
| 合 計           | 156件 | 191通 |

# 自治体ポイント実証運用の流れ



## ◆石巻市が担う業務

1. 自治体ポイント管理クラウドの設定  
ポイント名称：「石巻市 i ポイント」で設定

2. 予算担当課及び予算額

(1) ICT 総合推進室

(2) 予算科目 (歳入)

一般会計 20款 諸収入 4項 雑入 3目 雑入

1節 総務管理費 雑入

予算科目 (歳出)

一般会計 事業名：ICT関連事業推進費

2款 総務費 1項 総務管理費 6目 企画費

12節 役務費 (O4 手数料)

(3) 予算措置額：100千円

3. めいぶつちよいす登録商品の承認

## ◆中間事業者が担う業務

1. 利用者の購入情報と購入代金の受取り

2. 生産者・事業者へ購入情報と購入代金を通知

3. 管理業務 (商品発注管理・清算・問い合わせ等)




## マイナンバー担当者研修について

情報連携が平成29年11月より本格運用したことに伴い、情報連携による特定個人情報を取扱う事務担当者に対し、「接続運用」及び「サイバーセキュリティの確保」の2種類の教育研修が番号法及び情報提供ネットワークシステム接続運用規定で義務付けられています。

については、平成30年度から下記日程により研修を実施中（実施予定）ですので、各課担当者（個人番号利用事務担当者）は受講をお願いします。

記

### ○研修実施日程

|                  | 4  | 5 | 6 | 7   | 8 | 9  | 10 | 11 | 3 |  |
|------------------|--|---|---|---|---|--|----|----|---|--|
| 接続運用に関する研修       | <br>申込期間<br>H30.4.19<br>~H30.6.25 |   |   | <br>受講期間<br>H30.7.10~H31.3.15 |   |  |    |    |   |  |
| サイバーセキュリティに関する研修 |  |   |   |   |   | <br>受講期間<br>H30.9 中旬~H31.3.31 |    |    |   |  |

※接続運用に関する研修：eラーニング（インターネット環境）による教育研修（実施中）  
 →対象者 317 名中、受講中及び修了者 167 名（52.68%） 未受講 150 名（47.32%）

※サイバーセキュリティの確保に関する研修：チェックシートによる教育研修（予定）